

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】2021年8月27日現在	
～2021年9月26日	2021年9月27日～

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編	Smart Data Platformサービス利用規約 共通編
<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第36条 当社は、SDPFサービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報(以下、本条において「契約者個人情報」といいます。)の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー(https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.htm)及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のWebサイト(https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kajiseikyuu.html)に定める手数料の支払いを要します。</p> <p>4 欧州経済地域の個人情報を含む契約者データ(以下、「EEA個人データ」といいます。)の処理または再処理を当社が行う場合、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載する一般データ保護規則条件が適用されるものとします。</p> <p>5 SDPFサービスの利用によるEEA個人データの移転には、当社のサービスサイトに掲載する標準契約条項(処理者)が適用されるものとします。</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第36条 1～3 (略)</p> <p>4 欧州経済地域の個人情報を含む契約者データ(以下、「EEA個人データ」といいます。)の処理または再処理を当社が行う場合、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するEEA一般データ保護規則条件が適用されるものとします。</p> <p>5 SDPFサービスの利用によるEEA個人データの欧州経済地域から日本への移転は、GDPR第45条に基づく充分性認定に依拠して行うものとします。</p> <p>6 グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国(以下、「UK個人データ」といいます。)の個人情報を含む契約者データ(以下、「UK個人データ」といいます。)の処理または再処理を当社が行う場合、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するUK一般データ保護規則条件が適用されるものとします。</p> <p>7 SDPFサービスの利用によるUK個人データのUKから日本への移転は、UK GDPR第45条に基づく充分性認定に依拠して行うものとします。</p> <p>附則 (令和3年8月14日 DPSク第00815243号) この改正規定は、令和3年9月27日から実施します。</p>